

令和8年4月28日

特定事業促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第9条第2項の規定に基づき、特定事業促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社日本政策投資銀行が特定事業促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
北陸支店	石川県金沢市広岡三丁目1番1号	石川県金沢市広岡二丁目12番24号	2026年5月7日

(2) 変更の理由

北陸支店移転のため